

京都市告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和4年7月8日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社タビノネ（代表取締役 北辺佑智）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区田中東春菜町30-3

3 事業所の名称

たびのね

4 事業所の所在地

京都市左京区田中東春菜町19ファイブコート1F

5 指定する事業の種類

就労継続支援B型

6 指定年月日

令和4年7月1日

7 事業所番号

2610681724

(保健福祉局障害保健福祉推進室)